

(10) 宇宙活動に関する国内法制への推奨事項

(国内法制推奨事項)

採択 2013年12月11日（第68会期国連総会決議68/74）

国連総会は、

宇宙空間が平和的目的のために利用され、国際法上の義務と及び特に国連宇宙諸条約に規定されている義務が履行されることを確保する適切な手段の重要性を強調し、

「『打上げ国』概念の適用」に関する2004年12月10日の決議59/115号、並びに「締約国及び国際機関の宇宙物体の登録に関する勧告」に関する2007年12月17日の決議62/101号を想起し、

宇宙空間平和利用委員会の法律小委員会の作業及び、多年度作業計画の下に行われている宇宙空間の平和的な探査及び利用に関する国内法制についてのワーキンググループの報告に留意し、

ワーキンググループの結論及びこの推奨事項が、国連宇宙諸条約に対し、何ら有権的な解釈を与え、又は改正を提案するものではないことに留意し、

非政府団体の宇宙活動への参加が増加していることに鑑みると、国内レベルでの適当な措置が、特に非政府団体による宇宙活動の許可及び監督に関して必要とされることを認識し、

宇宙空間の持続可能な利用を、特にスペースデブリの低減によってかつ維持すること及び宇宙活動の安全を確保し宇宙環境への潜在的な脅威を最小化することの必要性に留意し、

宇宙空間において実施される活動について、特に宇宙空間に打上げられた物体登録を通して実現可能かつ実行可能な最大の範囲で情報を提供をすることに關する国連宇宙諸条約に含まれた規定を想起し、

宇宙活動の許可及び監督についての一貫性及び予測可能性の必要性並びに非政府団体の参加のための実行可能な規制システムの必要性が国内レベルでの規制の枠組みを立法化するさらなる動機に留意し、並びに、いくつかの国はその規制枠組みの中に政府の国内宇宙活動をも含めていることに留意し、

国内宇宙活動の様々な局面を取り扱う各国のアプローチには異なるものがあること、すなわち統一的な法令によったりまたは国内法文書の組み合わせによったりしていることを認識し、並びに国家が自国の特定の必要性や実務上の配慮に対して国内の法的枠組みを適合させてきたこと及び、国内法上の要求事項は実施される宇宙活動の範囲及び非政府団体の関与の度合いに大きく依存していることを留意し、

各国が、国内宇宙活動のための規制の枠組みを規定する際に、その国の国内法に従い、その国の特定の必要性及び要求事項を勘案して、必要に応じ以下の要素を考慮すべきことを勧告する。

- 1 国内法上での規制の枠組みによって対象とされる宇宙活動の範囲は、必要に応じて、宇宙空間への物体の発射及び宇宙空間からの物体の再突入、打上げ場または再突入場の運用、並びに軌道上における宇宙物体の運用及び管理を含む。他に考慮に入れることができる項目には、宇宙機の設計及び製造、宇宙科学及び技術の応用並びに探査活動及び調査を含む。
- 2 国は、宇宙諸条約の下に打上げ国として及び宇宙空間における自国の活動に対して責任を負う国としての義務を考慮し、自国の管轄及び／または管理領域内から行われる宇宙活動について国家管轄権を確立するべきである。同様に、その国の国民並びに／又は、その国の領域内またはその国の管轄権及び／もしくは管理のもとにある領域において設立され、登録されまたは所在する法人が他国で実行する宇宙活動に対して、許可をし、かつ監督を確保するべきである。ただし、他国がそのような活動に関して管轄権を行使する場合には、国は要求の重複を避けるよう考慮し、不要な負担を負わせることを避けるべきである。
- 3 宇宙活動は国内の所轄官庁による許可を必要とするべきである。当該所轄官庁並びに許可を付与、修正、停止及び取り消しする条件及び手続きは規制の枠組みの中で明記されるべきである。国は、異なる種類の宇宙活動への免許の交付及び／または許可のために特定の手続きを採用しうる。
- 4 許可の条件は、国家の国際的義務、特に国連宇宙諸条約における国家の国際的義務及び、他の関連文書と整合性を持たせるべきであり、国の安全保障及び外交上の利益を反映させることができる。許可の条件は、宇宙活動が安全に行われ、人、環境または財産へのリスクを最小化すること、及びそれらの活動が他の宇宙活動に対する有害な干渉につながらないことを確保する上で有用なものでなくてはならない。そのような条件は、許可申請者の経験、専門知識及び技術的能力と関連させることができ、特に宇宙空間平和利用委員会のスペースデブリ低減ガイドラインに沿った安全及び技術の基準を含めることができる。
- 5 適切な手続きは、例えば立入検査の仕組み及びより一般的な報告義務を適用することによって、許可された宇宙活動の継続的な監督及び監視を確保するべきである。実施手続は必要に応じた許可の停止もしくは取り消しのような行政措置及び／又は罰則を含むことができる。
- 6 宇宙空間に打上げられた物体の国内登録簿が、適切な国内の所轄官庁によって維持されるべきである。すなわち、自国が打上げ国または国連宇宙諸条約の下で宇宙活動に責任を有する国と考えられるような宇宙物体の運用者又は所有者は、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約を含めた適用可能な国際文書に従い、かつ1961年12月20日の国連総会決議1721B(XVI)及び2007年12月17日の国連総会決議62/101号を考慮して、宇宙物体を登録する国が関連する情報を国連事務総長に提供することを可能にするために、国内の所轄官庁に情報を提供するように要求されるべきである。国は、宇宙物体の主たる特徴における変更、特に宇宙物体が機能しなくなったことについても、情報を要求することができる。

- 7 国は、国連宇宙諸条約における損害責任が発生した場合に宇宙物体の運用者または所有者に求償する手段を検討することができる。損害賠償請求が適切に担保されることを確保するために、国は必要に応じ、保険手配の要求及び求償の手続きを導入することができる。
- 8 軌道上の宇宙物体の所有権または管理が移転する場合において、非政府団体の宇宙活動に対する監督を継続することが確保されるべきである。国内法上の規制は、軌道上の宇宙物体の所有権の移転にかかる許可の要件又は宇宙物体の運用状態の変更に関する所有権または情報の提出義務を規定することができる。